

持続的に発展するまちづくりをすすめるため

久喜市中小企業・小規模企業 振興基本条例

を制定しました

問合せ 商工観光課商工労働係 (内線2881)

◆中小企業・小規模企業とは？

市内に立地する企業の大多数を占め、地域の雇用と経済を支え、その発展に寄与するとともに、まちづくりにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきました。

策を総合的に実施するために、この条例を制定しました。

◆いつ施行したの？

平成29年4月1日に施行しました。

◆なぜ条例を制定したの？

人口減少や少子高齢化の進行、経済活動のグローバル化の進展など、経済・社会構造が大きく変化する中で、持続的に発展するまちづくりを進めていくためには、市民の皆さん、事業者、商工会をはじめ農協や金融機関などの経済団体、市が共通認識を持ち、協働して、中小企業・小規模企業を振興する取り組みを実施していくことが重要です。

そこで、市は、中小企業・小規模企業の振興を重点課題と位置付け、振興の基本理念を明らかにし、地域社会の発展と市民生活を豊かにする施

◆基本理念(中小企業・小規模企業振興の考え方)とは？

中小企業・小規模企業自らの創意工夫や自主的な努力を尊重して、その特性に応じた総合的な施策を、市民の皆さん、事業者、経済団体、市が連携、協働して推進することを基本としています。

◆関係する皆さんの役割は？

関係する皆さんのそれぞれの役割は下図のイメージになります。

中小企業・小規模企業の振興のため、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

市民の役割

- 市内で生産、製造、加工される製品を購入したり、提供されるサービスを利用すること
- 中小企業・小規模企業によるイベントなどに積極的に参加すること

市の責務

- 中小企業・小規模企業の振興のための施策を推進すること
- 人材等の確保が特に必要であると思われる小規模企業の事情に配慮するよう努めること
- 中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めることなど

中小企業・小規模企業の役割

- 自主的に事業活動の向上や改善に努めること
 - 市内で生産、製造、加工される製品や、提供される役務の利用に努めること
 - 商工会等の中小企業・小規模企業支援団体等に参加するとともに、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること
- など

大企業の役割

- 市内で生産、製造、加工される製品や、提供される役務の利用に努めること
 - 地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること
- など

経済団体等の役割

- 中小企業・小規模企業の経営の向上や改善に積極的に取り組むことなど

空き店舗を活用した創業を支援します

対象業種 全ての業種
補助率・金額 対象経費の2分の1、合計で100万円以内

対象経費 家賃、空き店舗の内装・外装の改装費、広報費

※応募者の申請額が予算を越えた場合は、抽選等により選考します。

申込期間 5月16日(火)～6月16日(金) 消印有効

申込方法・問合せ 申請書

(商工観光課で配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接または郵送で、商工観光課商工労働係(〒346-18501

所在地記入不要/内線2882)へ

